

令和8年度
津軽北部二期農業水利事業

十三湖幹線用水路他制水弁補修工事

特別仕様書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

津軽北部二期農業水利事業十三湖幹線用水路他制水弁補修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下、「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書（土）」という。）に準じて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、津軽北部二期農業水利事業変更計画に基づき、幹線用水路の制水弁を更新するものである。

2. 工事場所

青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮地内他

3. 工事概要

本工事は、十三湖幹線用水路及び芦野幹線用水路にかかる制水弁の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 十三湖幹線用水路

1) 制水弁

- | | | | |
|------|----------|-----|-----------|
| ① 型式 | 手動バタフライ弁 | | |
| ② 口径 | 1,100mm | 2 基 | 更新（用水分岐工） |
| | 450mm | 1 基 | 更新（2号分水工） |

(2) 芦野幹線用水路

1) 制水弁

- | | | | |
|------|----------|-----|------------|
| ① 型式 | 電動バタフライ弁 | | |
| ② 口径 | 1,000mm | 1 基 | 更新（用水制水弁工） |

2) 制水弁

- | | | | |
|------|-----------------|-----|-----------------|
| ① 型式 | 電動バタフライ弁駆動部のみ交換 | | |
| ② 口径 | 500mm | 2 台 | 交換（2号分水工、4号分水工） |

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

(1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、撤去、据付及び試運転調整までの一切とする。

(2) 次に示すものは本工事の範囲外とする。

- 1) 仮締切工事及び水替工事（ただし、局所的な小水替は受注者が行うものとする。）
- 2) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
- 3) 箱抜き部の二次コンクリート工事（ただし、基礎コンクリートは受注者が行うものとする。）
- 4) 責任分界点までの引き込み外線工事
- 5) 屋内外照明設備工事
- 6) 建築工事

第3章 施工条件

1. 工程制限

制水弁の撤去・据付工事は、令和8年9月1日より着手可能（電動バタフライ弁駆動部のみ

交換は通年で施工可能)である。

ただし、農道は稲刈り作業を行う農耕車を優先することとし、工事工程に遅れが生じる恐れがある場合、監督職員と協議するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

現場据付の工事期間には、雨天、休日等73日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日・日曜日・祝日・年末年始休暇である。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-13に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「工事における余裕期間制度の試行について」(URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-47.pdf>」)に示す別紙様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている178日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の翌日から令和9年3月10日(工事完了期限日)まで

第4章 現場条件

1. 関連工事

受注者は、次に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

若宮幹線排水路(その6)工事(仮称)

(令和8年8月下旬～令和9年3月上旬)(予定)

2. 既設設備等との受渡し条件

(1) 既設設備からの電源接続は、バルブ操作盤の端子台(又はMCCB)からAC200V・100V、50Hzの接続とする。

(2) 既設バルブ操作盤の端子台からの信号等情報の受渡し方法は次による。

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1) 監視信号 | 無電圧a接点信号(DC24V 30mA) |
| 2) デジタル計測信号 | 無電圧a接点信号(DC24V 30mA) |
| 3) アナログ計測信号 | DC4～20mA |
| 4) 制御信号 | 無電圧連続a接点信号(DC24V 30mA) |
| | 有電圧連続a接点信号(DC24V 30mA) |

3. 搬入路

現場への進入路は、以下の重機が進入可能である。

- (1) 十三湖幹線用水路（2号分水工）、（用水分岐工）
4.9ton トラッククレーン
- (2) 芦野幹線用水路（2号分水工）、（4号分水工）
4.9ton トラッククレーン
- (3) 芦野幹線用水路（用水制水弁工）
25ton ラフタークレーン

4. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設の構造物及び機器等第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

5. 関係機関との調整

受注者は、十三湖幹線用水路及び芦野幹線用水路を管理している十三湖土地改良区に対して、毎週の施工内容並びに施工範囲を共有し、改良区職員の日常管理の支障にならないよう配慮しなければならない。また、用水路の落水は強制排水が必要な場所もあるため、事前に十三湖土地改良区に確認するものとする。

6. 安全対策（架空線等公共物損事故防止）

共通仕様書（土）3-2-2一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-8に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事開始日から60日以内に提出するものとする。

なお、期限内に提出が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から20日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

3. 官公庁等への手続き等

共通仕様書（設）第1章1-1-48に示す書類は次のとおりとする。

- (1) 農道使用届出書 提出部数 2部
- (2) 道路使用許可届 提出部数 2部

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事及び試運転調整に使用する電力設備・電力料金は、受注者の負担とする。

2. 仮設足場

仮設足場は計上していないが、施工にあたり仮設足場が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 除雪工

除雪は本工事では計上していないが、施工にあたり除雪が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。また、積雪量及び除雪の記録を報告するものとする。

4. 水替え工

工事現場内における排水量は次のとおり想定している。

なお、排水作業にかかった水中ポンプの台数及び使用日数について、監督職員へ報告するものとする。

位 置	区 分	排水量
十三湖幹線用水路 第2号排泥工	常時排水（小口径）	Qmax=0～7m ³ /h 未満
十三湖幹線用水路 第4号排泥工	常時排水（小口径）	Qmax=0～7m ³ /h 未満

第7章 工事用地等

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、工事用地図「別紙－2」のとおりである。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

（1）資料名

- 1）平成7年度 津軽北部農業水利事業 十三湖幹線用水路バルブ設置工事 完成図書
- 2）平成9年度 津軽北部農業水利事業 芦野幹線用水路バルブ設置工事 完成図書
- 3）令和2年度 津軽北部二期農業水利事業 砂山幹線排水路他補足設計業務 報告書

（2）貸与期間 工事着工から工事完成まで

（3）返納場所 東北農政局津軽土地改良建設事務所津軽北部二期農業水利事業建設所

（4）貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は、発注者において負担する。

1. 試運転調整方法

試運転調整は、施工済みバルブ機側操作盤とバルブ本体の間で対向試験・動作確認・表示部確認を行うものとする。なお、バルブ機側操作盤とTM盤の対向試験は確認済みである。

2. 実施計画書

試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承

諾を得るものとする。

第10章 設計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実に操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

本工事の制水弁は、次の条件により設計するものとする。

(1) 十三湖幹線用水路

1) 制水弁の設計条件

項 目		用水分岐工	2号分水工
形 式		手動バタフライ弁	手動バタフライ弁
呼び径		φ 1, 100mm	φ 450mm
数 量		2 基	1 基
設置形式		立形脚付	立形脚付
面間寸法		JIS B2064 (800mm)	JIS B2064 (500mm)
本体規格		JWWA B 138 (1 種)	JWWA B 138 (1 種)
フランジ規格		JIS G5527 (7.5K)	JIS G5527 (7.5K)
フランジ形式		RF 形	RF 形
流 体		農業用水	農業用水
設計水圧		0.44MPa	0.19MPa
開閉機形式		MBC-P08	KR-2-BH
開閉方向		左回り開き	左回り開き
電動機仕様		—	—
動力電源		—	—
操作電源		—	—
開度指示計		%	%
主 要 部 材 質	弁 箱	FCD450	FCD450
	弁 体	FCD450	FCD450
	弁 棒	SUS403	SUS403
	弁箱弁座	合成ゴムライニング	合成ゴムライニング
	弁体弁座	エッジ部硬質クロームメッキ	エッジ部硬質クロームメッキ
塗	弁内面	エポキシ樹脂係	エポキシ樹脂係
	弁外面	エポキシ樹脂係	エポキシ樹脂係
装	開閉機	フタル酸系	フタル酸系
付属品		・ボルト・ナット	・ボルト・ナット

	基礎 SUS304、 フランジ SUS304 ・フランジパッキン ・着脱式ハンドル	基礎 SUS304、 フランジ SUS304 ・フランジパッキン ・着脱式ハンドル
--	--	--

(2) 芦野幹線用水路

1) 制水弁の設計条件

項 目		用水制水弁工	2号分水工	4号分水工
形 式		電動バタフライ弁	電動バタフライ弁	電動バタフライ弁
呼び径		φ 1,000mm	φ 500mm	φ 500mm
数 量		1 基	1 基	1 基
設置形式		立形脚付	横形脚付	横形脚付
面間寸法		JIS B2064 (770mm)	JIS B2064 (530mm)	JIS B2064 (530mm)
本体規格		JWWA B 138 (1 種)	JWWA B 138 (1 種)	JWWA B 138 (1 種)
フランジ規格		JIS G5527 (7.5K)	JIS G5527 (7.5K)	JIS G5527 (7.5K)
フランジ形式		RF 形	RF 形	RF 形
流 体		農業用水	農業用水	農業用水
設計水圧		0.18MPa	0.74MPa	0.74MPa
開閉機形式		LTMD-01 相当	LTMD-01 相当	LTMD-01 相当
開閉方向		左回り開き	左回り開き	左回り開き
電動機仕様		2.2kW	0.2kW	0.2kW
動力電源		AC200V 50Hz 3 相	AC200V 50Hz 3 相	AC200V 50Hz 3 相
操作電源		AC100V 50Hz 単相	AC100V 50Hz 単相	AC100V 50Hz 単相
開度指示計		%	%	%
主 要 部 材 質	弁 箱	FCD450	FCD450	FCD450
	弁 体	FCD450	FCD450	FCD450
	弁 棒	SUS403	SUS403	SUS403
	弁箱弁座	合成ゴムライニング	合成ゴムライニング	合成ゴムライニング
	弁体弁座	エッジ部硬質クロームメッキ	エッジ部硬質クロームメッキ	エッジ部硬質クロームメッキ
塗 装	弁内面	エポキシ樹脂係	エポキシ樹脂係	エポキシ樹脂係
	弁外面	エポキシ樹脂係	エポキシ樹脂係	エポキシ樹脂係
	開閉装置	フタル酸系	フタル酸系	フタル酸系
付属品		・ボルト・ナット 基礎 SUS304、 フランジ SUS304 ・フランジパッキン ・着脱式ハンドル	・着脱式ハンドル	・着脱式ハンドル

3. 材料

(1) 主要材料

主要材料は JIS 規格品又は同等品以上とする。

(2) 見本または資料提出

決定する使用材料は、製鉄所のミルシートまたは引張り試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

第11章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 本設備の主要部は、運転開始から長期の運転に耐えうる構造とすること。

2. 制水弁

- (1) バタフライ弁の構造は、キャビテーションが発生する場合、発生を抑制する構造とする。
- (2) 電動バタフライ弁については、開閉は電動開閉装置により行えるものとし、切替レバー等により、ハンドルで手動開閉操作が可能な構造とする。
- (3) 電動開閉装置には次の機器を内蔵するものとする。
 - 1) 全開、全閉リミットスイッチ
 - 2) 開方向、閉方向トルクスイッチ
 - 3) インターロックスイッチ
 - 4) スペースヒーター
 - 5) 現場指示開度計（ダイヤル式、目盛：％表示）
 - 6) 開度発信機（ポテンシオメーター、R/I変換機：出力4～20mA）
- (4) バタフライ弁の塗装仕様は、メーカー標準とする。

3. 付属品

施工時は、付属品のボルト、ナット、フランジガスケット等も更新するものとする。

第12章 撤去

1. 既設設備撤去

既設設備の撤去は、土木構造物への影響を及ぼさないように施工するものとする。なお、撤去にあたり構造物等において亀裂、損傷等を発見した場合は監督職員に報告し、指示を仰ぐものとする。

2. 発生材の集積等

本工事の施工に伴い発生する発生材（有価物）は、質量を計測し共通仕様書（施）第1章1－1－24に示す発生材報告書を提出するものとする。

- (1) 発生材（有価物）は、次に示す仮置場に集積する。

仮置場名称	住所
若宮機場（敷地内）	青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮地内

- (2) 仮置き場の受入能力が不足した場合は、監督職員と協議しなければならない。
- (3) 仮置き場の集積は、工事ごとに集積するものとし、集積方法は監督職員が指示する。

- なお、銅くずは、若宮機場建屋内に集積するものとする。
- (4) 分別方法は、鉄、アルミ、銅、ステンレスくずに分別するが、分別ができない場合は監督職員と協議するものとする。

第13章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、別途監督職員が指示する基準点を使用するものとする。

3. 機械設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付けに重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 設備の据付けにあたっては、損傷を与えないようにかつ機能を十分に発揮できるように正確に据え付けなければならない。
- (4) バタフライ弁の基礎及びボルトは既設を利用するものとし、利用ができない場合は監督職員と協議するものとする。
- (5) バタフライ弁の据付に必要な吊り込み作業は、第12章3. バタフライ弁の撤去方法に示す方法と同様に行うものとする。

4. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

材 料 名	提 出 物
アンカーボルト	カタログ、試験成績書

第14章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

１）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

４．工事現場等における遠隔確認について

（１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

（２）遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」）によるものとする。

（３）農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。

（４）通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 15 章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- １．設計諸元等条件変更に係るもの
- ２．関連工事との調整に係るもの
- ３．不可抗力によるもの

4. 法・基準の改正に係るもの
5. 第三者との協議結果により変更が生じた場合
6. 公共事業関係調査の対象となった場合
7. 除雪工が必要となった場合
8. 新たに、更新又は整備の必要が生じた場合
9. 有害物質の含有量調査が必要となった場合
10. 交換部品の仕様・材質の変更が生じた場合
11. 資機材の確保困難等により工期延伸が必要となった場合
12. その他本仕様書に定めないもの

第16章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章 1-1-28 及び第1章 1-1-30 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副2部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の範搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を伴う工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ① 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
 - 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
 - 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) VE 提案の適否等
- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
 - 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 - 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
 - 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
 - 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
 - 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。
- ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) VE 提案書の使用
- 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。
- (6) 責任の所在
- 発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。
4. 工事の施工効率向上対策
- 受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。
- (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）
- 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主

催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の調整により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員(主催)、監督員が工期、設計変更内容等について、確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と調整により定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に１部を備え付けなければならない。

6. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費 ： 労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、「地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について」（URL:「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-248.pdf>」）に示す実績変更対象費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し

- 引いた後、「(4) で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

7. 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備
- （チ）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本工事の対象外とする。

8. 週休 2 日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施方法は、次によるものとする。受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。

(4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定したうえで補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※

※ 補正係数：1.2

10. CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余

裕期間を含まないことに留意すること。

11. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について
- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

〔事業（務）所長〕

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

12. 書類限定検査の実施について（試行）

検査職員による検査について、下記の9書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類含む)	⑦品質管理図表
③打合簿（協議）	⑧工事材料品質証明書
④打合簿（承諾）	⑨工事写真
⑤打合簿（提出）	

13. 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力するものとする。

14. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について、標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

なお、工事箇所は次のとおりとする。

- 1) 十三湖用水分岐工
- 2) 十三湖2号分水工
- 3) 芦野用水制水弁工
- 4) 芦野2号分水工, 芦野4号分水工

- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

第17章 定めなき事項

1. 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
2. この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙ー１

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【十三湖用水分岐工】				
直接製作費				
１．小形水門扉製作工				
（１）バルブ工	十三湖用水分岐工			
手動バタフライ弁	φ 1, 100mm, 弁箱・弁体 FCD450, 弁棒SUS403	式	1. 000	
手動バタフライ弁	φ 1, 100mm, 弁箱・弁体 FCD450, 弁棒SUS403	基	2. 000	
直接工事費				
１．輸送費				
（１）輸送費				
輸送費（小形水門）	工場～十三湖用水分岐工	式	1. 000	
輸送費（小形水門）	十三湖用水分岐工～若宮機 場（有価物運搬）	式	1. 000	
２．据付工	バルブ類			
（１）据付工				
手動バタフライ弁	φ 1, 100	基	2. 000	
（２）撤去工				
手動バタフライ弁	φ 1, 100	基	2. 000	
３．仮設工				
（１）仮設工	敷鉄板			
敷鉄板設置・撤去		式	1. 000	
（２）仮設工	管内排水			
水中ポンプ設置・撤去工		式	1. 000	
水中ポンプ運転		式	1. 000	
運搬費				
１．共通仮設（積上げ）				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)運搬費				
敷鉄板運搬	十三湖2号分木工～十三湖用水分岐工	式	1.000	
敷鉄板運搬	基地～十三湖用水分岐工	式	1.000	
【十三湖2号分木工】				
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工				
(1)バルブ工	十三湖2号分木工			
手動バタフライ弁	φ450mm, 弁箱・弁体 FCD450, 弁棒SUS403	式	1.000	
手動バタフライ弁	φ450mm, 弁箱・弁体 FCD450, 弁棒SUS403	基	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費（小形水門）	工場～十三湖2号分木工	式	1.000	
輸送費（小形水門）	十三湖2号分木工～若宮機 場（有価物運搬）	式	1.000	
2. 据付工	バルブ類			
(1)据付工				
手動バタフライ弁	φ450	基	1.000	
(2)撤去工				
手動バタフライ弁	φ450	基	1.000	
3. 仮設工				
(1)仮設工	敷鉄板			
敷鉄板設置・撤去		式	1.000	
(2)仮設工	作業ヤード			
作業ヤード		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土木シート設置・撤去		式	1.000	
(3)仮設工	管内排水			
水中ポンプ設置・撤去工		式	1.000	
水中ポンプ運転		式	1.000	
運搬費				
1. 共通仮設（積上げ）				
(1)運搬費				
敷鉄板運搬	五所川原市役所～十三湖2号分水工	式	1.000	
【芦野用水制水弁工】				
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工				
(1)バルブ工	芦野用水制水弁工			
電動バタフライ弁	φ1,000mm, 弁箱・弁体 FCD450, 弁棒SUS403	式	1.000	
電動バタフライ弁	φ1,000mm, 弁箱・弁体 FCD450, 弁棒SUS403	基	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費（小形水門）	工場～芦野用水制水弁工	式	1.000	
2. 据付工	バルブ類			
(1)据付工				
電動バタフライ弁	φ1,000	基	1.000	
(2)撤去工				
手動バタフライ弁	φ1,000	基	1.000	
3. 据付工	配線工			

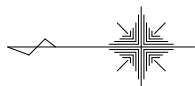
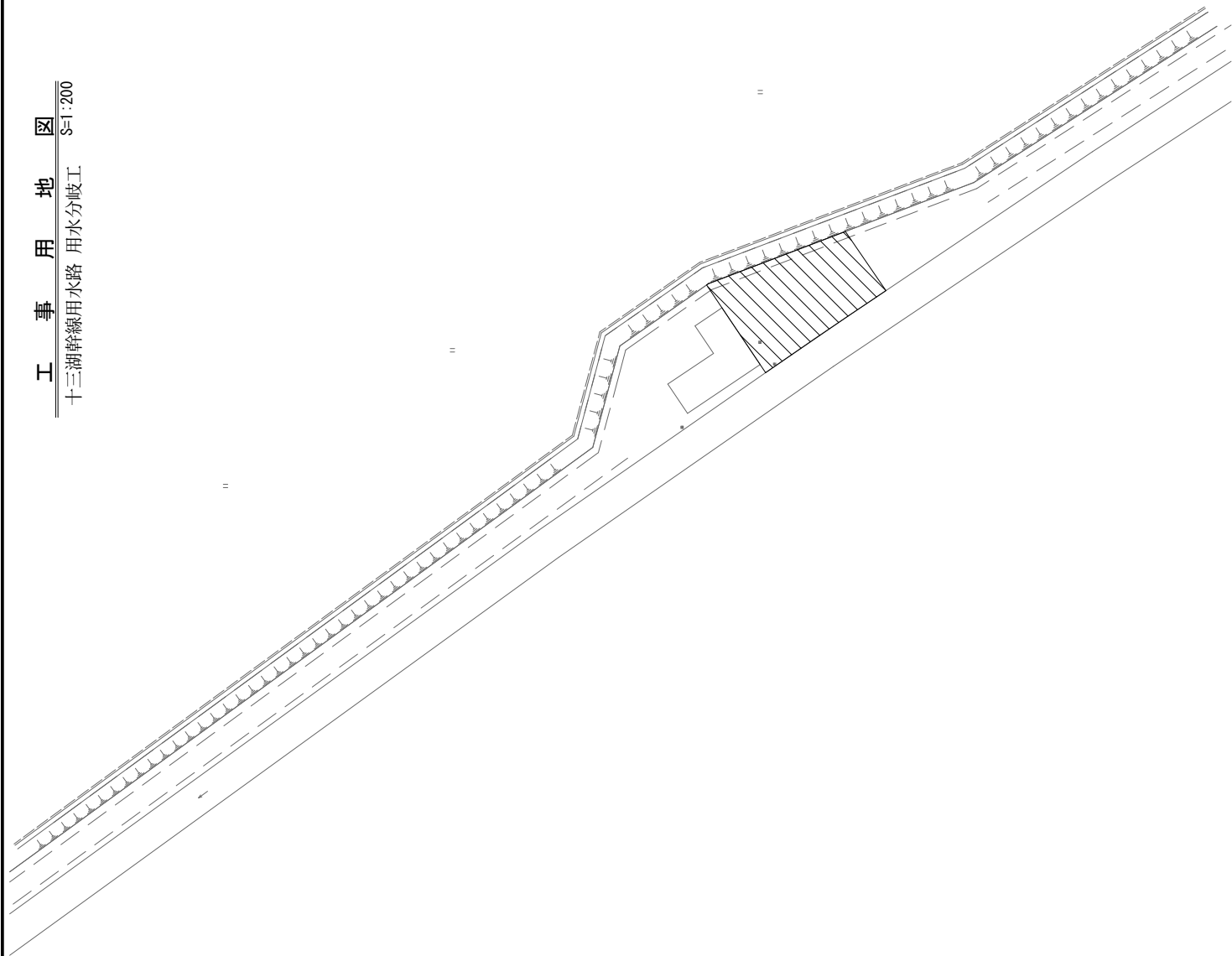
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)設置工				
芦野用水制水弁工・配線	電動バタフライ弁φ1000	基	1.000	
(2)撤去工				
芦野用水制水弁工・配線	電動バタフライ弁φ1000	基	1.000	
4. 仮設工				
(1)仮設工	敷鉄板			
敷鉄板設置・撤去		式	1.000	
運搬費				
1. 共通仮設（積上げ）				
(1)運搬費				
敷鉄板運搬	十三湖用水分岐工～芦野用水制水弁工	式	1.000	
敷鉄板運搬	芦野用水制水弁工～五所川原市役所	式	1.000	
【芦野2号分水工, 芦野4号分水工】				
直接製作費				
1. 小形水門扉製作工				
(1)バルブ工	芦野2号分水工			
電動バタフライ弁	φ500, 電動駆動部のみ	式	1.000	
電動バタフライ弁用駆動部	φ500mm用, 電動機 0.2kw. LTMD-01相当品	基	1.000	
(2)バルブ工	芦野4号分水工			
電動バタフライ弁	φ500, 電動駆動部のみ	式	1.000	
電動バタフライ弁用駆動部	φ500mm用, 電動機 0.2kw. LTMD-01相当品	基	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
輸送費（小形水門）	工場～芦野2号分水工、芦野4号分水工	式	1.000	
輸送費（小形水門）	芦野2号分水工、芦野4号分水工～若宮機場	式	1.000	
2. 据付工	バルブ類			
（1）据付工	芦野2号分水工			
電動バタフライ弁用駆動部据付	φ500, 電動駆動部のみ	基	1.000	
（2）据付工	芦野4号分水工			
電動バタフライ弁用駆動部据付	φ500, 電動駆動部のみ	基	1.000	
（3）撤去工	芦野2号分水工			
電動バタフライ弁用駆動部撤去	φ500, 電動駆動部のみ	基	1.000	
（4）撤去工	芦野4号分水工			
電動バタフライ弁用駆動部撤去	φ500, 電動駆動部のみ	基	1.000	
3. 据付工	配線工			
（1）設置工	芦野2号分水工			
芦野2号分水工・配線	電動バタフライ弁φ500	基	1.000	
（2）設置工	芦野4号分水工			
芦野4号分水工・配線	電動バタフライ弁φ500	基	1.000	
（3）撤去工	芦野2号分水工			
芦野2号分水工・配線	電動バタフライ弁φ500	基	1.000	
（4）撤去工	芦野4号分水工			
芦野4号分水工・配線	電動バタフライ弁φ500	基	1.000	

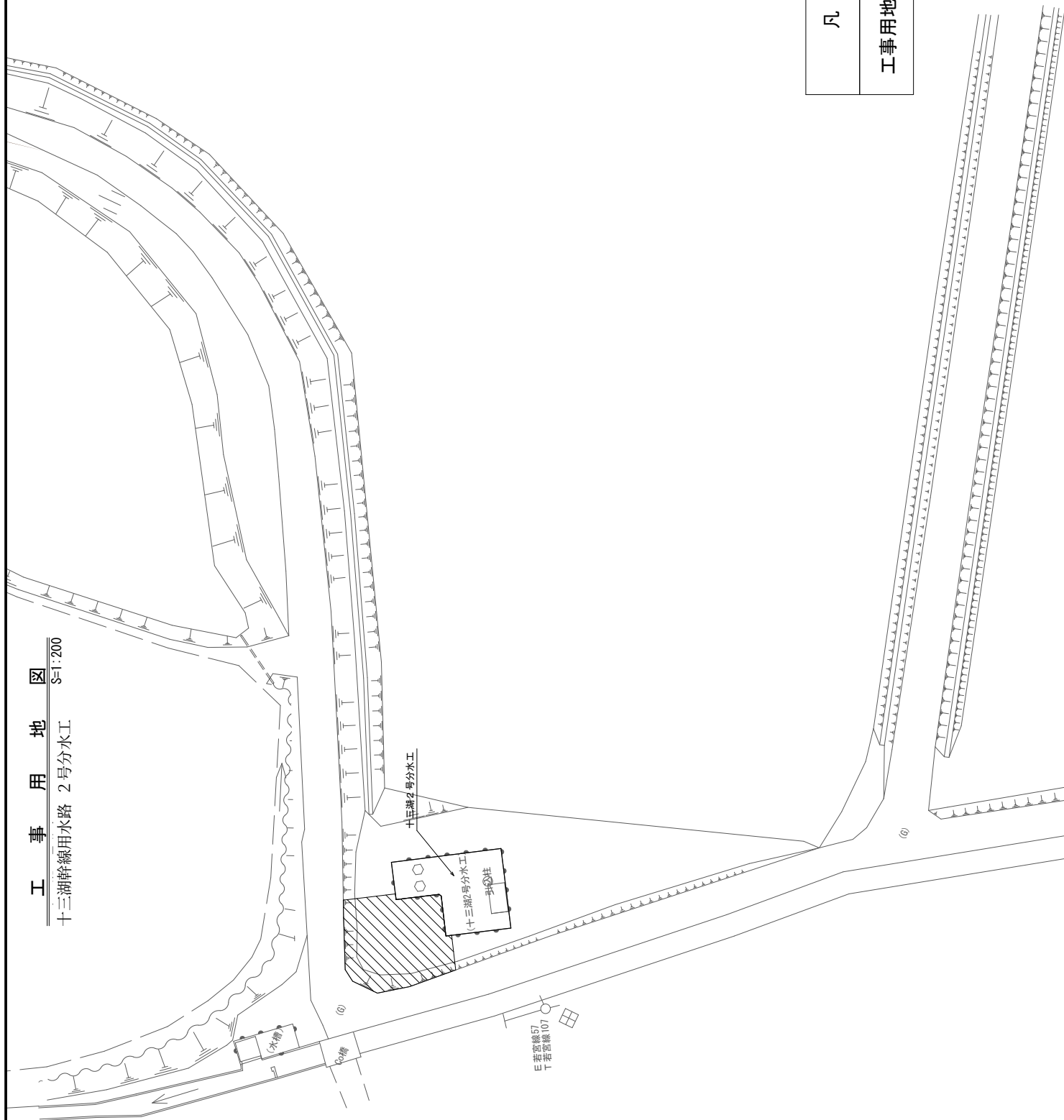
工事用地図
十三湖幹線用水路 用水分岐工
S=1:200



凡 例	
工事用地	

別紙-2-2

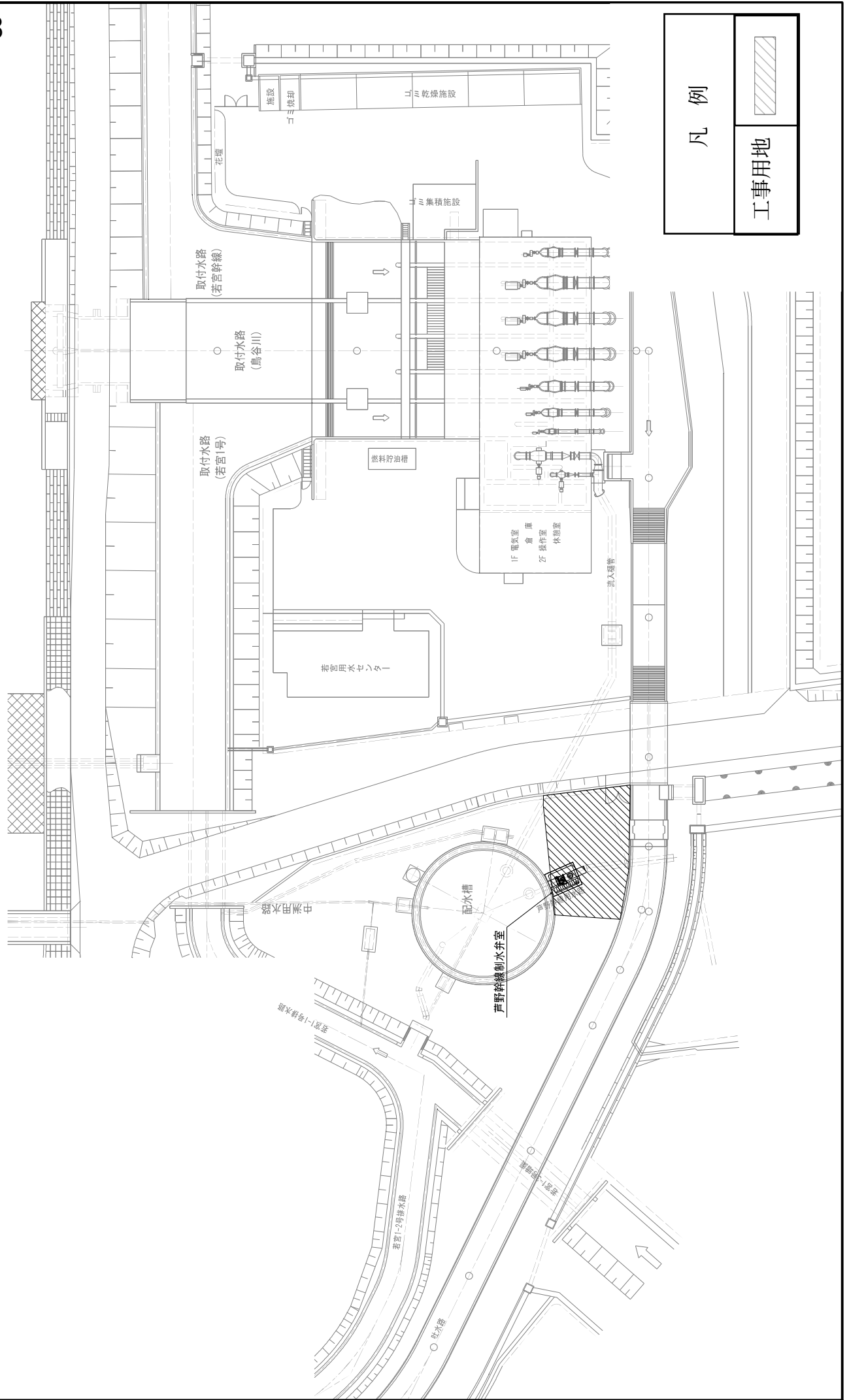
工 事 用 地 図 S=1:200
上三湖幹線田水路 2 号分水工



凡 例	工事用地	

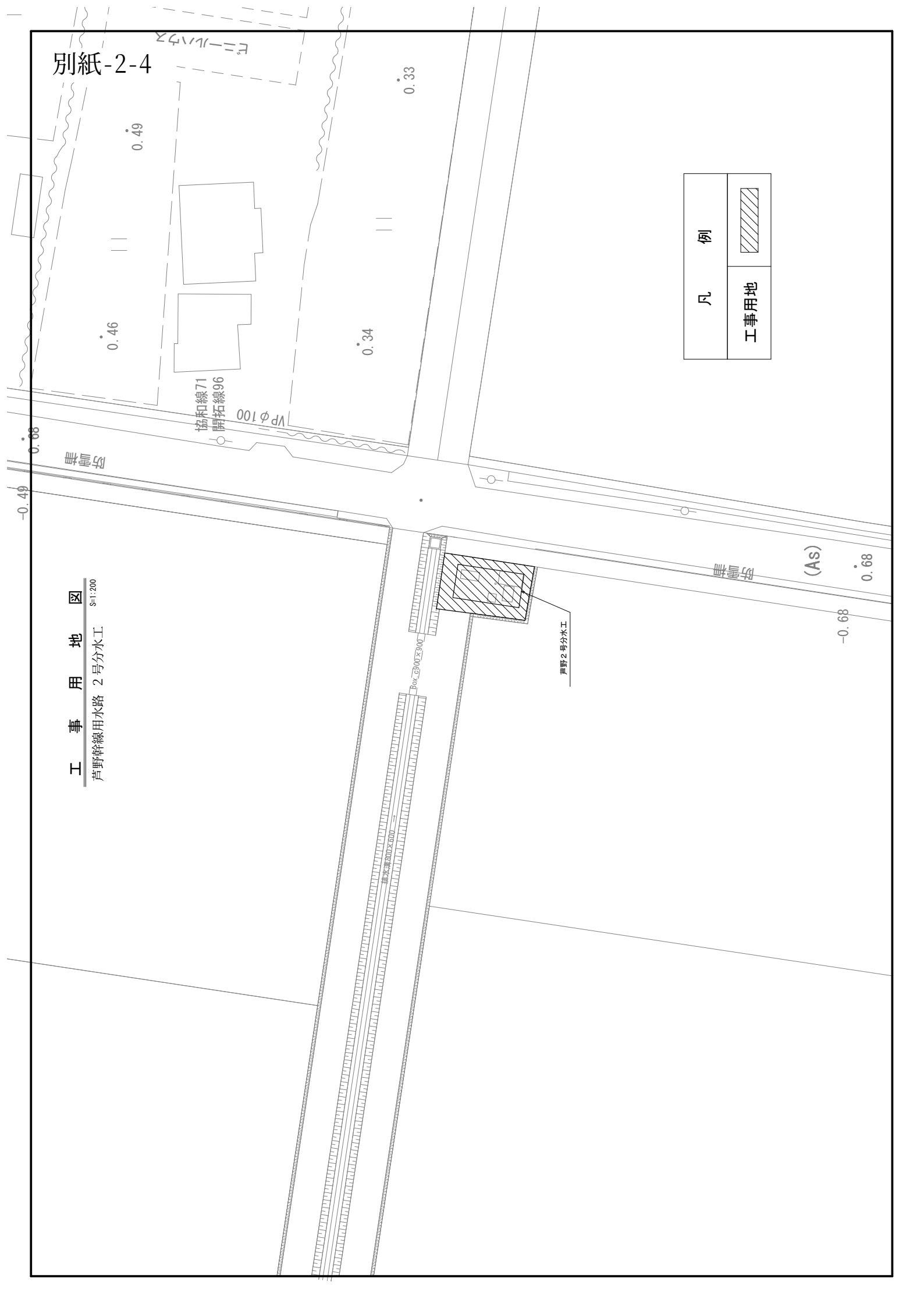
工事用地図

芦野幹線用水路 用水制水工 S=1/250



工事用地図

芦野幹線用水路 2号分水工 S:1/200

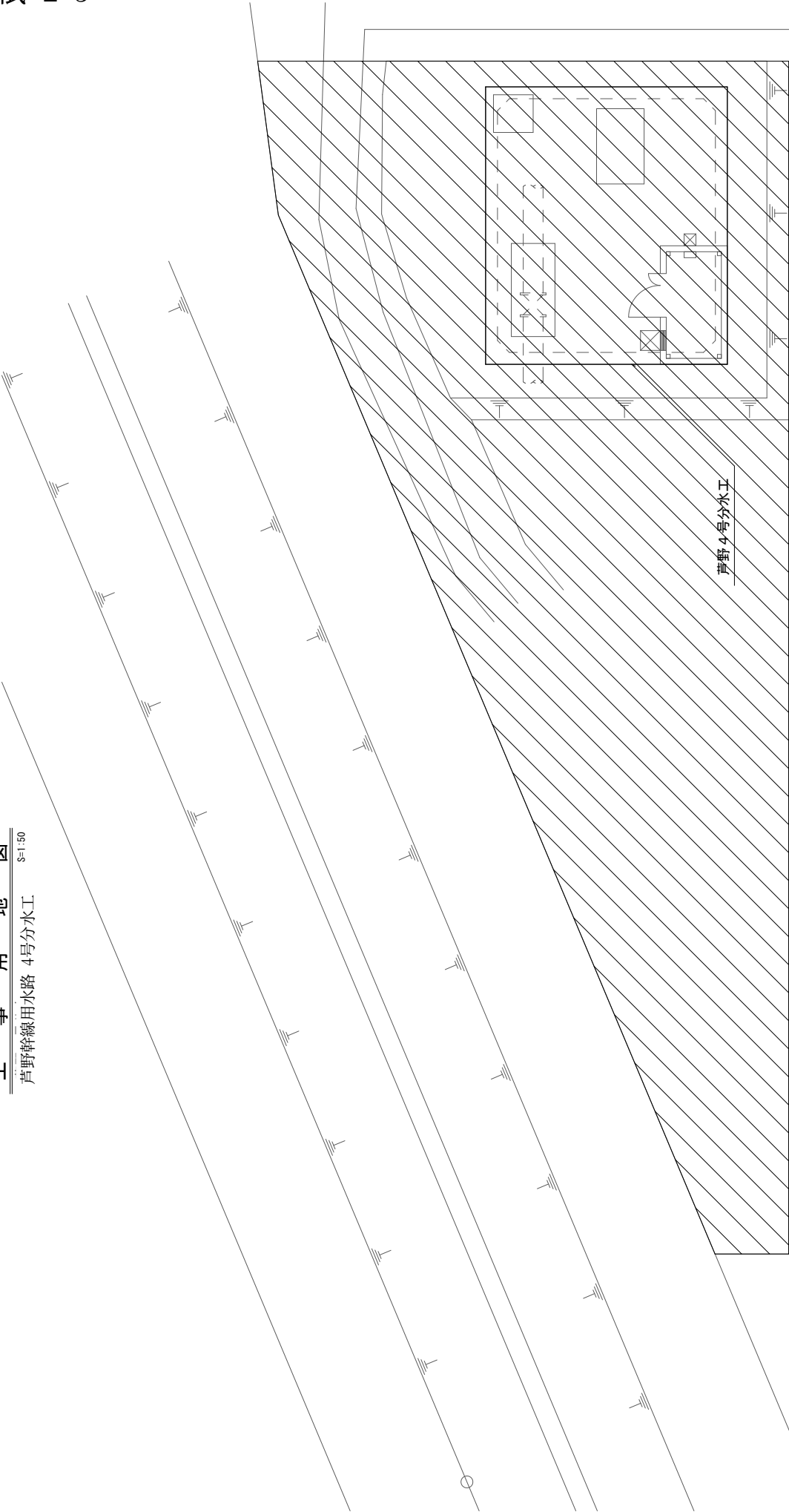


凡	例
工事用地	

工事用地図

S=1:50

芦野幹線用水路 4号分水工



凡 例	
工事用地	

令和 8 年度 津軽北部二期農業水利事業

十三湖幹線用水路他制水弁補修工事
図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	十三湖幹線用水路 平面図	1	
3	芦野幹線用水路 平面図	1	
4	十三湖幹線用水路 用水分岐工図	1	
5	十三湖幹線用水路 2 号分木工図	1	
6	芦野幹線用水路 用水制木工図	1	
7	芦野幹線用水路 2 号分木工図	1	
8	芦野幹線用水路 4 号分木工図	1	
9	芦野幹線用水路 用水制木工 配線図	1	
10	芦野幹線用水路 2 号分木工 配線図	1	
11	芦野幹線用水路 4 号分木工 配線図	1	
12	十三湖幹線用水路 用水分岐工 仮設計画図	1	
13	十三湖幹線用水路 2 号分木工 仮設計画図	1	
14	芦野幹線用水路 用水制木工 仮設計画図	1	
計		14	